

労働基準関係法令違反に係る公表事案

和歌山労働局

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
サンミック（株）	和歌山県伊都郡 かつらぎ町	R6. 7. 19	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約2.6メートルの場所で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6. 7. 19送検
木下建設（株）	和歌山県新宮市	R6. 11. 6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で、墜落防止措置を講じることなく作業員に解体作業を行わせたもの	R6. 11. 6送検
(有)和歌山住宅サービス	和歌山県和歌山市	R6. 12. 25	労働基準法第24条	労働者1名に対し、1か月分の定期賃金合計約2万円を支払わなかったもの	R6. 12. 25送検
個人事業主	和歌山県田辺市	R7. 3. 19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の164	伐倒木の接触等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入らせないようにするための必要な措置を講じなかったもの	R7. 3. 19送検
絆正工業	和歌山県西牟婁郡 白浜町	R7. 7. 8	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R7. 7. 8送検
アクネコーポレーション	和歌山県西牟婁郡 白浜町	R7. 7. 8	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 労働者派遣法第45条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R7. 7. 8送検
木村金属工業（株）	和歌山県有田郡 有田川町	R7. 7. 18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の11	作業員がフォークリフトの運転位置を離れる際にフォークを最低降下位置に置く措置を講じていなかったもの	R7. 7. 18送検